

# 手順書: 循環動態に係る薬剤投与関連

## 32. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整(7-2)

### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(意識レベル、尿量の変化、血圧等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の降圧剤(注射薬)の投与量の調整を行う

### 【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

血圧が維持されており、その他のバイタルや意識レベル、呼吸状態が安定している患者

### 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識障害、新たな神経症状の出現、胸痛、呼吸困難の出現なし
- 血圧以外のバイタルサインの変動なし
- $130 \leq sBP < 180$

病状の範囲外  
不安定/緊急性あり

病状の範囲内  
安定/緊急性なし

### 【診療の補助内容】

持続点滴中の降圧剤の投与量の調整  
(何 ml/hr 減量もしくは增量するかは患者を特定した際に担当医師により指示を予め受けておく)

主治医へ直接連絡し、  
指示を受ける

### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態、自覚症状の悪化
- バイタルサインの悪化→血圧目標値（直ちに医師に報告すべき値）の設定については原疾患により異なるので患者を特定した際に担当医師により指示を予め受けておく

1項目でも□あり

### 【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医もしくは当該科の医師へ報告

### 【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 主治医もしくは当該科の医師へ報告
2. 診療記録への記載